

文京区長 成澤 廣修 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明

答 申

平成21年2月24日付20文企広第1015号による平成20年度諮問第3号「住民税の公的年金からの特別徴収業務に係る個人情報の目的外利用及び目的外利用の本人通知の省略」について、下記のとおり答申します。

記

公的年金からの住民税の特別徴収制度および特別徴収対象者は、地方税法、同法施行令及び文京区特別区税条例により定められているところである。しかし、住民税のほか国民健康保険料などの社会保険料等の合計額が年金支払額を超える場合など、特別徴収の法定要件を満たさなくなった者についても、当該情報を税務課が持っていないため特別徴収手続きが行われることとなる。

特別徴収対象者でない者に対して行われた徴収手続きは事後に更正され、還付あるいは普通徴収へ切り替えることがおこなわれる。その際には税を納付できる回数が少なくなるなど、納税者にとって適切とはいえない状況が生ずるとともに文京区の事務処理が煩雑化する。

本件目的外利用は、税務課が各社会保険料賦課情報を取得・利用することにより上記不都合を回避することを図るものである。また、個人情報は税務課内で厳格に管理されており、さらに、対象者でない者を特別徴収手続から除く処理は電算システム上で機械的に行われることから、特別徴収対象者等のプライバシーは十分に保護されているものと認められる。

以上から、本件目的外利用は差し支えないものとする。

また、本件は一時的に大量の個人情報を処理するものであり、本人に特段の不利益が発生するものとは認められないことから、本件目的外利用について本人への通知は必要ないものとする。